

さ情審査答申第224号  
令和4年9月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和4年5月17日付けで貴職から受けた、「令和3年度のさいたま市タウンミーティング 見沼区役所では11月13日に行われています。複数の場所で行われた令和3年度のさいたま市タウンミーティングの録音 全ての場所の録音」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年1月5日付け市広聴第2014号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、対象となる個人の声の全部を開示するよう求めます。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおむね以下のとおりである。

- (1) さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第7条第2号は、非開示理由に当たる言葉の内容部分を非開示にすることを指しています。個人の発言すべてを非開示にするのは適用を誤っていると考えられます。

氏名や生年月日。又は他の情報と照合することにより識別できる時と非開示するものは限定的なものである。令和3年度さいたま市タウンミーティングは文章にて公開が前提とされています。非公開が前提とされていません。

条例第7条第5号の示す非開示理由に、声を公開することにより、タウンミーティングの募集業務に支障が出るという市の考えは該当しません。

さいたま市もタウンミーティングは公開（文書にて）を前提として募集しています。声を公開することによりタウンミーティングの募集業務に支障が出るという考えは憶測である。

条例第1条の公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。この透明性にも反しています。他の市町村の解釈ともかけ離れています。

(2) 弁明書4(1)について

さいたま市の行うタウンミーティングは、複数の同じ区の人が集まり発言します。特定の個人が何を発言してるか識別できる環境で行われています。公開の場で行われていることを認識して発言者も語ります。さいたま市は個人が識別できないような配慮はタウンミーティング会場ではしていません。さいたま市は文章による公開だけでなく他の参加者の前にて公開発言を前提に行っています。

11月13日見沼区役所で行われたタウンミーティングに私も参加しています。タウンミーティング当日の開会前。司会者に録音ができない理由の説明を私は求めて回答を頂いています。録音について「お控えくださいと言うお願い」と司会者は回答しています。タウンミーティングのルールではなくお願いだと明確に回答しています。

見沼区役所で行われたタウンミーティング。参加者に録音されて不都合のある方は言ってくださいと私が確認。主催者の市及び参加者全員の前で録音をさせて頂くことを伝えていきます。参加者の誰一人として反対する人はいませんでした。見沼区役所で行われたタウンミーティングで録音は確認済みなのです。

(3) 弁明書4(2)について

何を根拠にさいたま市は参加者の心理的負担がかかるというのか？心理的負担がある根拠を示した説明をさいたま市から聞いたことはない。この弁明書でも根拠は示されていません。

私は11月13日に見沼区役所で行われたタウンミーティングの中で確認しています。録音を録られて困る人はいるかと参加者に聞いています。誰一人として反対した人はいません。

私が録音を録ることを伝える中でタウンミーティングは支障もなく行われました。参加者が手を挙げて発言を求めると途中で時間切れで終了しています。録音による支障は確認されていません。さいたま市からも支障があったことは聞いていません。

(4) 弁明書5について

宇陀市の例を出したのはさいたま市と内容が同じ情報公開条例を持つ宇陀市と言う理由である。タウンミーティングをTV公開まで行う例と

して審査請求書に添付資料として出している。さいたま市が言うタウンミーティング参加者の心理的負担や募集に対する支障などが無いことは宇陀市のTV公開の例でも明白である。

同じ政令指定都市の横浜市と千葉市。さいたま市が言うような声色、話し方、アクセント等、その発言内容と併せることにより参加者の近親者、地域住民、勤務先や通学先等の関係者であれば、特定の個人を識別できるという考え方によりタウンミーティング参加者の声の部分をすべて削除することはしない。

条例第7条2号が示す氏名など一部を不開示にするだけである。横浜市と千葉市に電話にて確認しています。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

令和3年11月22日付けで、審査請求人より、「令和3年度のさいたま市タウンミーティング見沼区役所では11月13日に行われています。複数の場所で行われた令和3年度のさいたま市タウンミーティングの録音すべての場所の録音の開示をお願いします。」について、行政情報開示請求書が提出された。

広聴課では、開示請求に係る行政情報の名称又は内容に記載されているとおり、市内10区で行われたタウンミーティングに関する会議録作成の補助を目的とした録音データを特定した。録音されている内容は、市職員による事前説明、市長挨拶、市長によるテーマ説明、参加者と市長との意見交換であり、これらのうち、参加者の声、並びに氏名、学校名、学年、年齢については、以下の理由により条例第7条第2号及び第5号に該当すると判断し、一部開示決定を行った。

##### (1) 条例第7条第2号について

参加者の声、並びに氏名、学校名、学年、年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）と判断した。ここでいう「他の情報」とは、一般に広く知られている情報のほか、行政情報の開示は何人も請求できることから、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有していると考えられる情報も含まれると考えられる。タウンミーティング参加者の発言時間は一回あたり2分程度と一定の長さもあることから、「声」についても、声色、話し方、アクセント等、その発言内容と併せることにより参加者の近親者、地域住民、勤務先や通学先等

の関係者であれば、特定の個人を識別できる情報であると考えられる。

同条同号ただし書アでは、公にすることが予定されている情報は不開示情報に当たらない旨が規定されている。タウンミーティング開催前に参加者に送る、日程や会場の詳細、注意事項等を記載した案内通知には、「参加にあたってのお願い」として、写真撮影や音声の録音をしないことや、タウンミーティング終了後も他の参加者のプライバシーに配慮するよう明記しており、更にタウンミーティング当日の開会前に、司会をする職員から会議録の公開に当たっては個人情報を含む内容を除くことを参加者全員に伝えていることから、不開示とした情報は、公にすることが予定されている情報とはいえない。

また、傍聴を認めている点についても、傍聴人に対しても撮影、録音をしないよう周知していることから、行政情報として公にすることが予定されているものではないことは明らかである。

## (2) 条例第7条第5号について

参加者の声、並びに氏名、学校名、学年、年齢は、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと判断した。さいたま市のタウンミーティングは、市内在住、在勤、在学の中学校3年生以上の一般の市民から参加者を募集し、テーマに沿って市長と直接対話することにより、より良いコミュニケーションの確保と信頼関係を構築するとともに、市民の意見を市政に反映させていくことを目的として実施しているものであり、専門家による審議会や委員会に類するものではない。傍聴（令和3年度は各区4人までとした。）及び報道機関の取材は認めているが、前述のとおり参加者には写真撮影や音声の録音をしないよう案内通知に明記し、タウンミーティング当日に、会議録には個人情報を含む内容を掲載しない旨を伝えている。市民等がタウンミーティングに参加する目的は、市長や他の参加者と意見交換をすることであって、自身の声が録音の形で公開されることは想定していないものであり、これらが公になる前提であれば、参加者への心理的負担が掛かることにより自由闊達な発言ができなくなるばかりでなく、公募による参加者の募集に重大な支障を及ぼすことは明白である。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、タウンミーティングは文章にて公開することが前提とされており、非公開が前提とはされていないことから、個人の発言全てを不開示とするのは誤りであり、また、参加者の声を公開することによって募集業務に支障が出るという考えも憶測に過ぎないと述べ、条例第7条第2号及び第5号には該当しないと主張している。

1(1)(2)で述べたように、タウンミーティングは、傍聴や報道を認め、会議

録により意見交換の内容を公開するものであるが、事前に送付される案内通知等により、参加者は自身のプライバシーが一定程度保護されることを前提としてタウンミーティングに臨んでおり、自身の声や氏名が広く公にされることは想定していない。一定程度の発言時間がある参加者の声、並びに氏名、学校名、学年、年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ公にすることが予定されているものとはいえず、また、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。したがって、一部開示決定とした本件処分は妥当である。

また、条例第1条に規定される目的に反するとの主張であるが、本件処分は条例に則った、適切な処分である。

審査請求書に添付されている他市町村の事例との比較であるが、本件処分は本市条例に基づき、本市事務に対して判断されるものであることはいうまでもない。なお、同資料中、「他の物と照合ができると確認ができるもの以外は開示」と主張しているが、「確認できるもの」とは規定されておらず、主張に誤りがある。また、宇陀市の事例であるが、当市に問い合わせたところ、参加者には事前にテレビ撮影が入る旨を伝えているとのことであった。審査請求人も述べているとおり、放送されることを前提として開催したものであって、本市のタウンミーティングの状況とは異なるものであり、比較して本市の処分が誤りであるという理由には当たらない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和3年11月21日に開示請求を行った「令和3年度のさいたま市タウンミーティング 見沼区役所では11月13日に行われています。複数の場所で行われた令和3年度のさいたま市タウンミーティングの録音 すべての場所の録音」である。

実施機関は、本件対象行政情報として10区で行われたタウンミーティングの録音データを特定した上で、条例第7条2号及び第5号に該当するとして、個人の声及び個人の氏名等を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、タウンミーティングは文章での公開だけでなく、他の参加者の前での公開発言を前提に行っていることなどを理由として、本件処分を取り消し、個人の声の全部を開示するよう求めて審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

###### (1) 本件対象行政情報の性質

本件対象行政情報は、さいたま市内10区で実施しているタウンミー

ティングの内容について、後日会議録を作成して公開するための補助資料として利用するため、タウンミーティングにおいて実施機関が録音した音声データ全てである。

さいたま市タウンミーティングは、一般市民を対象として参加者を公募し、これによる参加者と市長が直接対話や意見交換をすることにより、市民の市政に対する信頼関係を構築するとともに、市民の意見を市政に反映させていくことを目的としたものである。その実施にあたっては、参加者のプライバシー保護の観点から、さいたま市タウンミーティング運営要領において、参加者及び傍聴者が会場において撮影及び録音等を行うことを禁止しているほか、参加者へ送付する参加決定通知書やタウンミーティング開始前の説明等においても、参加者や傍聴者に対して、撮影や録音をしないよう注意喚起をしている。

一方、実施機関において写真撮影及び録音を行うことについては、事前に参加者に通知するとともに、個人情報を含む内容などについては加筆訂正すること、会議録の公開に当たっては個人情報を含む内容を除くことなどを伝えている。

そうすると、実施機関が録音した本件対象行政情報は、公にすることが予定されている情報とは認められない。

## (2) 条例第7条第2号該当性

本件対象行政情報は、既に公開されている会議録において示されている情報に加えて、発言者の声質や話し方、アクセント、発言内容に対する感情やニュアンス等、そしてそこから読み取れる発言者の性格や個人的特徴等のプライバシーに影響を及ぼす情報も一体となって記録されているものである。

そうすると、これが開示されることにより、特定の個人を識別できる情報と認められることから、条例第7条第2号に該当することを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であると判断する。

## (3) 条例第7条第5号該当性

既に述べたとおり、さいたま市タウンミーティングでは、参加者の声が録音の形で公開されることが予定されておらず、これを公開することにより、自身のプライバシーが保護されることを前提としてタウンミーティングに臨んだ参加者に無用な心理的負担がかかり、自由闊達な発言が阻害されたり、公募による参加者の募集に重大な支障が生じたりするおそれ認められ、市民の市政に対する信頼関係の構築や、市民の意見を市政に反映させていくというさいたま市タウンミーティングの目的にも支障が生じかねないといえる。

そうすると、これが開示されることにより実施機関が行う事務事業の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第5号に該当することを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であると判断する。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 5月17日	諮問の受理（諮問第569号）
②	令和 4年 6月16日	審議
③	令和 4年 7月14日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年 9月15日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)